

28公告 第7号

平成29年3月1日

島津製作所健康保険組合

理事長 西原 克年

## 公 告

任意継続被保険者の平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）に適用される標準報酬月額が健康保険法の定め（法第47条第2号）に基づき、次の通り決まりましたので公告いたします。

平成28年9月30日における島津製作所健康保険組合の平均標準報酬月額は次の通りですので、任意継続被保険者の保険料は退職時の標準報酬月額か下記の金額のいずれか低い額が適用されます。

平均標準報酬月額 410,000円

以上

<任意継続被保険者の標準報酬月額について（法第47条）>

当該被保険者が退職した時の標準報酬月額と前年9月30日における健康保険組合平均標準報酬月額のいずれか低い額とする。